

コミュニティ・スクールの機能の確認

学校運営協議会を話し合うていく内容について

その一 学校運営の質の向上のために 三つの基本方針

- ＊地方教育行政の組織及び運営に関する法律 47 条の 5
- ＊学校運営の基本方針を承認する
- ＊学校運営に関する意見を述べる事ができる
- ＊学校運営に関する意見を述べる事ができる

この違いを理解する

○学校を開き、課題解決に地域と一緒に取り組む。

○学校運営協議会において学校評価を効果的に活用し、学校運営の改善を図る。

○学校運営協議会委員が授業参観や評価を通して、教職員の人材育成を図る。
(参考資料 山口県教育委員会)

その二 学校教育の質の向上のために

＊学校支援活動を活用して、地域ボランティアやゲストティーチャー、見守り隊の組織の利用、環境整備などの取組を協議の話題に揚げ、子どもの学びの質を上げる。

○地域のネットワーク(各種団体、生涯学習センターなど)で、より多くの住民や保護者が教育活動に参画する。そのことが子どもたちの豊かな体験や学びにつながることを共通認識する。

○学校の様々な活動を、地域のボランティアが支援することで、教員の働き方改革につながるのと同時に、子どもたちと向き合う時間を確保する。

その三 学校を核とした人づくり・地域づくりのために

＊地域学校協働活動につながる協議をする。学校と地域を結ぶためにどうすればよいのか。どんな活動が考えられるのか提案する。

○学校と地域のつながりのよさや関係性をこのような順序や考えで見えていく。

○子どもたちが、地域の行事や活動に参加することで、大人とふれあい、考えを知り、地域に生きるこの意味を考えることができる。

○学校という場を地域住民の経験や学びの成果を生かす場とコラボすること、地域活性化につなげる。

○学校の存在が、地域住民のよりどころとなり、大人同士のきずなを深めていくことにつながる。

1 現状分析

普段の学校分析 子どもや教職員の様子は

2 可能な支援の提案

できるところから 支援と連携から協働へつなげる

3 支援の実際を検討

うまくいったところを共有 次はどんな関わりが？

4 関わり方を工夫しつつ「協働へ」

調整 修正 再構築

地域と学校の一体化

地域学校協働本部

(学校や公民館等につくる)

学校運営協議会(学校内につくる)

地域学校協働活動の展開

コミュニティ・スクールとしての教育活動

誰でも参加 ボランティア

委員として任命

- ・ 協働活動 (さまざま学校支援活動)
- ・ 放課後子ども教室・家庭教育支援チーム
- ・ 地域未来塾

- ・ 学校運営協議会 (湯沢市は年4回)
- ・ 各種話し合い (拡大会議またはプロジェクト委員会等)
- ・ 熟議の開催・教育活動の事業化

全国的なCSの流れ

これまでは、コミュニティ・スクール 1.0の段階だった。これからは、「一体化」をキーワードに一歩進んだコミュニティ・スクール 2.0の段階へと進む



硬筆・書写指導補助



学習発表会道具作り



花壇の整備



ボランティアありがとう集会

学校支援の活動より

全体会の講演の中に、いよいよ来年度、完全移行となる高校の学習指導要領の話がありました。教科として注目の一例として、公民の中の「公共」が必修となったことをあげていました。「公共」の学習内容はこれまでの「現代社会」と変わりますが、注目は、その学び方が変わることです。知識の暗記ではなく対話中心に進められていきそうです。また「歴史探求」「地理探求」「総合的な探求の時間」が生まれます。暗記学習では育たない「自立した社会人、シテイズンシップ」が求められているようです。まさに、コミュニティ・スクールが必要とされていることと重なります。二〇年後にAIやロボットが今より生活に食い込んできても、それらに負けない職種は、コミュニケーションが必要でクリエイティブなものだそうです。つまりこれからの仕事につくためには、より対話を重視し、考え、学び合う教育が必要で、そのために必要な力が「地域にある多様な人材」の中にあると言えます。「地域とともにある学校づくり」が必要なる理由を確認し合いたいものです。

話し合いの多くは、意見を出し合う、決定する活動に目がいきがちです。しかし、重要なのはそこに至るプロセスを丁寧に共有することです。運営協議会や熟議で、**地域課題や学校課題について話し合える「共有の段階」**にもっていくことが、まずは、一つのステップアップではないでしょうか。

令和三年度「地域と共にある学校づくり
推進フォーラム in 三鷹」から
11/6